

別表三（二の三）の記載の仕方

1 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等に関する明細書

(1) この明細書は、措置法第62条の3第5項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）の規定の適用を受ける場合若しくは同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（同法第68条の68第5項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）をした法人で措置法令第38条の4第44項（書類の添付）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の68第5項の規定の適用を受ける場合若しくは同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（同法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）をした連結法人で同令第39条の97第18項（書類の添付）の規定の適用を受ける場合に記載します。

ただし、措置法第62条の3第5項又は第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全てが同法第62条の3第4項第12号から第16号まで（課税除外とされる優良住宅地等のための譲渡）に掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、次の「2 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書」を使用しますので、この明細書は使用しません。

なお、連結法人については適用を受ける各連結

法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(2) 「課税される場合の土地譲渡税額19」には、その土地等の譲渡が平成8年1月1日以前に行われた場合にあつては「10%」を適用して計算した金額を記載し、その土地等の譲渡が同日以後に行われた場合にあつては「5%」を適用して計算した金額を記載します。

2 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書

この明細書は、措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（同法第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）の全部又は一部が同法第62条の3第4項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合又は同法第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（同法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）が同法第68条の68第4項（課税除外とされる優良住宅地等のための譲渡）（同法第62条の3第4項第12号から第16号までに掲げる部分に限ります。）に規定する土地等の譲渡に該当することとなった場合に記載します。